

マイナンバー制度に関するご対応のお願い

ハート共済・団体共済

マイナンバーの提出対象となる共済金

JAMハート共済・団体共済の死亡共済金のうち、死亡共済金が100万円超の場合。

※マイナンバーは、共済金受取人・契約者の双方から必要となります。

■団体生命共済 ハート共済（1階）、団体生命共済（2階）

【病気死亡】 A・B・Cタイプのみ加入では、共済金が100万円超になりませんので対象になりません。下記の例のように2階部分で加入があれば、対象となります。

ハート共済(1階)	団体生命共済(2階)・基本	備考
A(100万円)	1口以上加入	左記のように、各タイプの団体生命共済の加入状況に応じてマイナンバーの対象となります。
B(60万円)	5口以上加入	
C(30万円)	8口以上加入	
A2(200万円)	—	A2タイプは、マイナンバーの対象となります。

【事故死亡】 A・B・Cタイプのみ加入では対象になりません。下記の例のように、ハート共済の生命傷害特約の有無と、2階部分の加入状況により対象となります。

ハート共済(1階)		団体生命共済(2階)		備考
タイプ	生命傷害特約の有無	基本	生命傷害特約の有無	
A (100万円)	有(100万円)	—	—	左記のように、各タイプの特約付帯の有無、団体生命共済の加入状況に応じてマイナンバーの対象となります。
	無	1口以上	無	
	無	1口以上	1口以上	
B (60万円)	有(60万円)	—	—	
	無	5口以上	無	
	無	3口以上	2口以上	
C (30万円)	有(30万円)	5口以上	—	
	有(30万円)	3口以上	2口以上	
	無	8口以上	—	
	無	4口以上	4口以上	
A2 (200万円)	—	—	—	A2タイプは、マイナンバーの対象となります。

■団体火災、団体医療、組合活動・組合役員特約、労災補償、団体交通災害の各共済について

- 団体火災共済、団体医療共済、労災補償共済は対象となりません。
- 組合活動共済・組合役員特約は、東京海上日動火災、全労済と提携しています。についてはマイナンバーの提出を2回お願いする場合があります。
- 団体交通災害共済については、ハート共済・団体共済と合算して100万円超の場合は、対象となります。

JAMシニア共済

マイナンバー提出の対象となりません。

マイカー共済

共済金支払請求書類の提出時にマイナンバーのご提出をいただきます。

個人共済

【自家型】

■個人火災共済

- 火災、風水雪害等による建物被害および個人賠償共済は対象となりません。被害事故死亡、高度後遺傷害で100万円超の場合は、対象となります。給付後に損保ジャパン日本興亜より直接郵送にてご家族にご案内いたします。

■ふれあい共済

- 基本コースおよび家族サポートSコース登録の方は対象となりません。家族サポートA～Fコースで100万円超、1年間に20万円超の年金受け取りの場合のみ対象となります。遺族ガイダンスの際に明治安田生命から直接ご家族に書類をお渡しいたします。

■積立年金共済

- 一時金で100万円超の支払いと年金で1年間に20万円超の受け取る場合のみ対象となります。新しい給付金請求書に添付されている申告書にマイナンバーのコピーを貼って請求書と一緒にご提出下さい。

【全労済提携型】 ※詳細は、全労済各都道府県本部までお問い合わせ下さい。

■個人生命共済

- 共済金がハート共済・団体生命共済を含めて100万円超となるため、対象となります。また、配偶者、子ども契約についても、共済金が100万超の場合には、対象となります。

■新個人火災共済・新自然災害共済

- 現場調査後に、全労済から郵送にて申請書類をご案内いたします。（「住宅災害死亡共済金」「傷害費用共済金」で死亡が対象となります）

■新ねんきん共済

- 年金（1年間に20万円超）、返戻金等（1回の支払額が100万円超）については、お支払い後に全労済より直接ご案内いたします。

■個人医療共済

- 個人医療共済は対象となりません。

■個人交通災害共済

- ハート共済・団体共済・個人団体生命共済と合算して100万円超の場合は、対象となります。また、配偶者、子ども契約についても、個人生命共済を含めて共済金が100万超の場合には、対象となります。

マイナンバーのご提出がない場合でも、共済金のお支払いは先行いたしますが、改めて、ご提出のお願いをさせていただきます。